

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度				見直しの要否と見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※	
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率(m)】	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率(q)】	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)		令和6年度以降の取組の方向性(t)
②家庭教育支援	家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。	子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。	計画事業	80	親の子育て力向上支援事業	子ども家庭支援センター	親が子どもの発達について理解し、対応スキルを身につけられるよう支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や養育に関して不安を感じている親が、グループで意見交換し、自らの力で問題を解決していく親支援プログラムを実施します。	講座参加者数(PT・PD)	-	300人	数値上昇型	479人【250人】	4年度はNP(ノーパイズパーフェクト)、PT(ペアレント・トレーニング)を実施。講座の案内をSNSでも発信した。	A	講座担当職員は経験を重ね、スキルアップできるよう配置し、参加する親の子育て力向上につなげる。	344人【300人】	5年度はベビープログラム、ペアレントトレーニングを実施。ベビープログラム申し込みにオンライン予約を導入した。	A	ベビープログラムのコースが高いためアシリテーター資格取得職員を増加とブラッシュアップを実施し質の高い講座を安定して開催する。	
			計画事業	81	保護者向け就学前教育に関する啓発	庶務課(教育施策推進担当課長)	保護者向けに就学前教育に関する啓発を行います。	保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットを作成し、各家庭へ配布します。また、既存の子育て支援施設を活用しつつ、家庭教育施策の充実を図ります。	保護者向けパンフレットの配布回数/年	-	1回	数値維持継続型	0回【0回(令和4年度は作成準備)】	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ! Ho Yo Show」を区内全公立立幼立幼園あて発行しました。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。	0回【0回(令和5年度は作成準備)】	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会(3回)を開催しました。その中で学識経験者による研修(2回)を実施しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携通信誌「つながれ! Ho Yo Show」を区内全公立立幼立幼園あて発行しました。	B	池袋小ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。	
③相談支援	育児や子育てに関する悩みや不安、問題の解決を図ります。	子育て一般に関する相談や、専門的な知識を要する相談など、子育てに関わる各種相談支援に取り組めます。	重点事業	68	東部・西部子ども家庭支援センター事業【再掲】	子ども家庭支援センター	子どもと家庭に関するあらゆる悩みに対応し、育児不安や子育ての悩みの軽減を図ります。	育児不安や子育てに悩む親や、子ども自身からの相談を受け、関係機関と連携して問題の解決を図ります。乳幼児とその親が遊びながら1日過ごせる場所を提供するとともに、子育て・子育てを地域で支え合う活動や仲間づくりを支援します。	相談件数	11,996件	13,000件	数値上昇型	13,352件【12,200件】	18歳までの相談に対応し、必要に応じて他機関の紹介をした。コロナ禍の状況が落ち着き、来館での対応が増加した。	A	気軽に相談できる環境設定をし、親同士も仲間づくりができるよう講座やイベントの案内をし、支援する。	16,102件【14,000件(124%)】	18歳までの相談に対応し、必要に応じて他機関の紹介をした。発達個別相談の枠を増やしたため利用者が増加した。	A	引き続き気軽に相談できる環境設定をし、親同士も仲間づくりができるよう講座やイベントの案内をし、支援する。	不要
			計画事業	82	乳幼児健全育成相談事業	保育課	育児相談事業やふれあい体験保育事業の実施を通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援の充実を図ります。	育児情報の提供、子育て不安の解消を目的に、保育園においてふれあい体験保育、育児相談を実施します。	①育児相談件数 ②ふれあい体験保育件数	-	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①712件【600件】 ②8件【36件】	大規模なイベント開催を縮小するなかでも、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナウイルスの感染症上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、今後の状況も考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	①304件【600件】 ②19件【36件】	大規模なイベント開催を難しいものの、在園児以外の家庭における子育て不安の解消を目的に、育児相談等を積極的に行った。	B	新型コロナウイルスの分類変更も踏まえ、今後の状況を考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	
			計画事業	33	子育て訪問相談事業【再掲】	子ども家庭支援センター	保護者が適切な支援を受け子育てに取り組みやすくなるよう相談対応します。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聞き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	-	4,000件	数値上昇型	3,910件【3,900件】	R4年度は、さらに訪問相談担当者を増員し、様々な相談に対応できる体制を構築した。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に対応していく。	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に対応していく。	
			計画事業	72	子育て支援総合相談事業【再掲】	子育て支援課	妊産・出産・子育てに関する心配事や様々な悩みに、子育てナビゲーターがお応えします。	子育て総合相談窓口「子育てインフォメーション」に「子育てナビゲーター」を配置し、妊娠前から子育て期に関わる相談の受付や専門部署への連絡・調整を行い、子育て支援の相談機能の充実を図っています。また、子育て世帯に有益な情報の提供や、子育てサークル等に関わる地域活動支援も行います。	受付件数	-	5,000件	数値上昇型	3,460【3,800】	長引く、新型コロナウイルスにより、来庁者はほぼ横ばいとなっている。「としまっと見る知る(母子モ)」の機能を活用した子育てイベント情報の発信を、子育てインフォメーションが主体となり9月から開始した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	4,373件【5,000件】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者増加した。「としまっと見る知る(母子モ)」の機能を活用した子育てイベント情報の発信も引き続き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情報発信強化を進める。	
			計画事業	74	マイほいくえん事業【再掲】	保育課	「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます(登録制)。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数(1園あたり平均)	-	増加	数値上昇型	17.6人【15人】	妊娠届出時に配布する母子保健バックに事業のリーフレットを封入するなど、出産を控えている方とそのパートナーへの事業の周知に力を入れることで、登録者を増加させることができた。	A	令和5年4月より私立保育所、地域型保育事業と協働し、事業実施園を拡大することで、区民にとってより身近な保育園になるように事業を実施する。	9.4人【10人】	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したことで、登録者数が増え、区民にとってさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイほいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直し(令和6年度)見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※			
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標達成率(m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標達成率(q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
目標3「子ども・若者に関する施設において、充実した環境を整備する」																						
(1) 幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実																						
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	重点事業	83	私立保育所施設整備補助	保育課	待機児童ゼロを達成し、維持します。	老朽化した私立保育所の施設改修等に補助金を交付します。また、多数の待機児童の発生が見込まれる地域における認可保育所の設置への助成も行います。	私立保育園の受入定員	4,629人		6,192 [6,852人]	数値維持継続型	5,211人 [5,175人]	当初、2園の新規開設を計画していたが、地域における保育需要を慎重に検討し、私立認可保育所を1園の新規開設に変更した。結果、待機児童ゼロを維持した。	A	乳幼児人口が減少傾向となる中で、保育需要は満たされつつある一方、既存施設における空き定員や小規模保育事業における開園が課題となっており、令和5年度、6年度については、新規開設を行わないものと決定した。地域における保育需要を慎重に見極めながら、今後の保育施設の整備について検討していく。	5,055人 [5,055人] (81.6%)	令和5年度、令和6年度については、新規開設を行わない方針の元、待機児童ゼロを継続してきた。令和5年度には「今後の保育政策のあり方検討会議」を立ち上げ、現状の課題を整理した。	A	今後は、大型マンション竣工等の局地的な保育需要に対応していくとともに、既存施設の空き定員や小規模保育事業の閉園への対策についても検討を進めていく。	必要 5,211人 令和5年度及び令和6年度の 新規開設を行わないものと したことを受け、令和4年度の 整備結果を踏まえた定員を目標 値に修正した。あわせて、 目標値の性質を数値維持継続 型へ修正した。 必要 5,055人 現時点の定員数で、保育需 要が拡大する見込みがないた め、目標値を現在の整備数と 同値とする。
			計画事業	84	通常保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズや保育需要を把握し、必要な保育を提供します。	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育します。	在籍児童数(4月1日)	-	7,629人	数値維持継続型	6,201人	新型コロナウイルス感染症が拡大する中、感染症対策を徹底しながら、必要な保育の提供と保護者支援を行った。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。	6,200人	必要な保育の提供と保護者支援を行った。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育を提供する。		
			計画事業	85	区立保育園の民営化	保育課	区立保育園3園の民営化を進めます。	多様化し、複雑化した保育需要や新たな子育て支援需要に公私協働で対応していくため、区立保育園の民営化を進めます。	公立保育園3園の民営化	-	3園	数値上昇型	1園	池袋第三保育園の民営化が完了した。また、東池袋第一保育園については、保育引継ぎを実施した。	A	東池袋第一保育園の民営化を完了させる。	1園	東池袋第一保育園の民営化を完了した。	A	今年度、区立保育園のあり方を整理していく中で、今後の区立保育園の民営化についても検討する。		
			計画事業	86	家庭的保育事業	保育課	家庭的な雰囲気です。少人数を対象に、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。家庭の保育者が、自宅等で5人以下の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	-	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。		
			計画事業	87	小規模保育事業	保育課	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、小規模保育事業A型・B型・C型3つの事業類型により、家庭的保育事業に近い保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。小規模な施設で6人から19人の児童の保育を行います。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	-	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	歳児ごとの保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。		
			計画事業	88	事業所内保育事業	保育課	事業所の従業員の仕事と子育ての両方を支援するとともに、地域の子どもを受け入れ、保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。会社等の従業員用保育施設に豊島区民枠を設けています。	少人数単位で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	-	事業廃止のため取組なし。	D	事業廃止のため取組なし。	事業廃止のため取組なし。	事業廃止のため取組なし。	終了	事業廃止のため取組なし。		
			計画事業	89	居宅訪問型保育事業	保育課	保育を必要とする世帯の自宅で保育を提供します。	区が条例で定めた運営、設備基準等を満たして認可された保育事業です。保護者の自宅で1対1で保育を行います。	1対1で、児童の成長に合わせた、きめ細やかな保育を実施	-	-	-	-	保育需要を把握し、保育を提供。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。	保育需要を把握し、保育を提供した。	保育需要を把握し、保育を提供した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、事業を継続する。		
			計画事業	90	臨時保育事業	保育課	待機児童対策事業として、認可保育所等入園内定が出なかった世帯への保育を提供します。	認可保育所等の待機児童に対応するため、区有地を活用して限定的に整備した施設において保育を行います。	待機児童数	-	0人	数値維持継続型	0人 [0人]	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	A	引き続き、待機児童の受入れを継続する。また、近年の受入れ状況を踏まえ、効率的な運営となるよう定員の見直しを行う。	0人 [0人]	認可保育所等の入園待機児童を解消した。	A	引き続き、待機児童の受入れを継続する。		
			計画事業	91	認証保育所運営費等補助事業	保育課	認証保育所の開設・運営を補助し、保育サービスの充実を図ります。	区内に設置される認証保育所の開設準備経費の補助、及び区内在住児が入所する認証保育所の運営費の補助を行います。	認証保育所への補助	-	-	-	-	区内認証保育所6園および区外認証保育所11園に対し、運営費の補助を実施した。	A	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。	-	区内認証保育所5園および区外認証保育所8園に対し、運営費の補助を実施した。	A	引き続き、認証保育所の開設・運営費の補助を実施していく。また、近年、ニーズが増加している特別な配慮や支援を必要とする児童を預かった場合の補助を拡充し、保育サービスの充実を図る。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度				見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)	主管課評価(s)		令和6年度以降の取組の方向性(t)	
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	92	延長保育事業	保育課	必要な家庭が安全に延長保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者の勤務時間などにより、通常保育の時間を超過して保育が必要な乳幼児を対象に延長保育を実施します。	定員数	-	増加	数値上昇型	1,375名 【1,375名】	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員も拡大した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育サービスを確保する。	1,365名 【1,365名】	新規に保育施設を開設することで延長保育の利用定員が拡大した一方、閉園した施設があり、全体としては減少した。	A	地域や歳児ごとの保育需要を見定めて、必要な保育サービスを確保する。		
			計画事業	93	一時保育事業	子ども家庭支援センター 保育課	必要な家庭が安全に一時保育を利用できるよう、需要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保護者が仕事・通院・通学・育児疲れの解消、その他の理由で家庭での育児が一時的に困難となる時に、満10か月(保育園は1歳)から就学前の子どもの時間を単位で預かり、保育します。	①一時保育利用時間 ②定員数	-	①16,000時間 ②増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	子ども家庭支援センター ①21,466時間 【16,000時間】 ②20名 【20名】 保育課 ①17,642時間 【17,642時間】 ②48名 【48名】	子ども家庭支援センター 定員をコロナ禍前に戻し、保育を実施。受け入れ児の体調管理、手洗い、玩具の消毒、換気等には引き続き配慮した。 保育課 新型コロナウイルス感染症の感染対策を実施したうえで各施設で一時保育を実施した。	A	子ども家庭支援センター 保護者のニーズに合わせ、安全安心の保育を実施。24時間申し込みができるよう「母子モ」によるWEB予約を開始。周知をしておく。 保育課 地域型保育施設においては、一般型の定員を3名から4名に増やし、新たに一時預かり事業(余裕活用型)を実施する。今後も需要を考慮し、必要に応じて利用定員数の拡大に努める。	子ども家庭支援センター ①23,021時間 【20,000時間】 ②20名 【20名】 保育課 ①21,855時間 【20,000時間】 ②57名 【55名】	子ども家庭支援センター 利用予約に母子モアプリによるWEB予約を導入。24時間予約キャンセルができることで利便性が向上し利用者が増加した。 保育課 地域型保育事業において、新たに余裕活用型の一時的預かり事業を開始し、定員を拡大。家庭で保育を行う方に必要な保育を提供した。	A	子ども家庭支援センター 今後もWEB予約の周知をすめより多くの方の利用に努める。 保育課 こどもつながる定期預かりとあわせ、家庭で保育を行う方に、必要な保育を提供していく。		
			計画事業	94	病児・病後児保育事業	保育課	病児・病後児の保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	認可保育所等に通っている乳幼児が、病気の回復期などで、集団保育が適当でない時期に、専用施設で一時的に保育します。	実施施設数	-	4施設	数値維持継続型	4施設 【4施設】	新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ基準を緩和し、4施設で病児・病後児保育を実施した。	A	新型コロナの感染症法上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、受け入れ基準を適宜見直ししながら、実施していく。 また、1施設新規に開設し、病児・病後児保育のニーズに対応していく。	5施設 【5施設】	新型コロナウイルス感染症に対応した受け入れ基準を緩和し、5施設で病児・病後児保育を実施した。	A	引き続き、病児・病後児保育を実施し、保育サービスの充実を図る。		
			計画事業	95	小学生の病児保育助成事業	子育て支援課	病児保育料の助成により、子育てと就労の両立を支援します。	学童クラブに在籍する小学1年生から6年生の児童が、病気やけがにより登校困難になり、居宅訪問型病児保育サービスを利用した際に、利用料を助成します。	利用件数	-	10件	数値維持継続型	3件 【5件】	全ての学童クラブ在籍家庭に対し、年2回のリフレット配付を行い、引き続き事業周知の徹底を図った。	B	引き続き対象家庭への周知を継続し、必要な家庭が確実に助成を受けることができるよう事業の定着を図る。	3件 【10件】 30%	コロナ等の感染症などによる懸念が減少したせいか、横ばいの利用状況となった。	B	引き続き対象家庭への周知を継続し、必要な家庭が確実に助成を受けることができるよう事業の定着を図る。		
			計画事業	96	訪問型病児保育補助事業	保育課	訪問型病児保育の保育料補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	病気で集団保育の困難な児童の自宅等に保育士等が訪問して保育を行った際、保育料の一部補助を行います。	訪問型病児保育保育料の補助	-	-	-	-	-	延370日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	A	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。	-	延468日分の訪問型病児保育保育料補助を実施した。	A	引き続き、訪問型病児保育の保育料補助を実施していく。	
			計画事業	97	休日保育事業	保育課	休日における保育ニーズに対応し、保育サービスの充実を図ります。	日曜日、国民の祝日に保護者等の就労等の理由により、家庭で保育が困難となった乳幼児をお預かりします。	定員数	-	40人	数値維持継続型	50人 【50人】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、4施設において休日保育を実施した。	A	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、引き続き休日保育を実施していく。	50人 【50人】	4施設において休日保育を実施した。	A	引き続き休日保育を実施していく。		
			計画事業	98	短期特例保育	保育課	緊急に保育が必要な利用者に対し、保育サービスの充実を図ります。	保護者の入院・看護・葬祭等により、緊急に保育を必要とする乳幼児を一時的に(利用期間は原則1か月以内)欠員のある保育園で預かります。	受入人数	-	増加	数値上昇型	12人 【12人】	延195日の短期特例保育を実施した。	B	引き続き、短期特例保育を実施していく。	18人 【12人】	延271日の短期特例保育を実施した。	A	引き続き、短期特例保育を実施していく。		
			計画事業	99	認証保育所保育料負担軽減補助事業	保育課	認証保育所利用者に対して、保育料の補助を行い、保育サービスの充実を図ります。	認証保育所利用者で、かつ保育を必要とする児童の保護者を対象に、認可保育所と認証保育所の保育料差額に応じた額を補助します。また幼児教育・保育の無償化の対象者には、認証保育所の保育料から、無償化対象の費用を差し引いた額を補助します。	対象者への補助	-	-	-	延943人	延943人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	A	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。	延800人	延800人の利用者に対し、保育料負担軽減補助を行った。	A	引き続き、認証保育所負担軽減補助事業を実施する。		
			計画事業	100	保育コンシェルジュの配置	保育課	保育ニーズに応じた保育サービスの情報提供を行い、安心して保育所に入所できるよう支援します。	入所希望児童が年々増加傾向にある中、一人ひとりの保育ニーズにきめ細かく対応し、保育所選びや様々な保育サービスの利用を支援します。	相談件数(申込み状況)	-	増加	数値上昇型	2,931件 【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	A	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。	2,838件 【具体的な相談件数を目標とするのは困難】	新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、相談対応を実施した。	A	引き続き、入所受付、相談対応を行い支援を実施する。		
			計画事業	101	学童クラブ事業	放課後対策課	放課後の保育が必要な児童を支援します。	保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供します。	待機児童数	-	0人	数値維持継続型	0人 【0人】	児童数の増加に加え、コロナ禍による子どもスキップの一般利用休止に伴う臨時入会などに対応するため、利用スペース・定員を確保しました。	A	引き続き利用者の増加に対応します。	0人 【0人】	児童数の増加に対応するため、利用スペース・定員を確保しました。	A	引き続き利用者の増加に対応します。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【内は令和4年度目標達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実	多様な子育て世帯のニーズに対応するため、幼児教育・保育サービスの充実を図ります。	保育施設や病児保育、一時保育など、ニーズに対応するための供給量を確保します。	計画事業	102	認定こども園の整備検討	庶務課(教育施策推進担当課長)	区立幼稚園の認定こども園への移行を検討します。	区立幼稚園から認定こども園への移行の検討・準備を進めます。また、保育園や私立幼稚園については、既存園からの移行を含め、設置を検討します。	公立認定こども園の設置数	-	1園	-	0園【0園】	0園	庶務課 池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について関係各課による検討会を開催しました。令和7年度4月1日開設を政策決定し、令和6年度に施設改修経費など関係予算を計上しました。 保育課 池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について関係各課で連携し、検討を進めました。	A	庶務課 施設改修に合わせて、運営体制(組織体制、保育内容)など具体的な検討を進めます。 保育課 分園型認定こども園の整備方法の検討、運営体制(組織体制、保育内容)、区立幼稚園のあり方の検討を進めます。	0園【0園】	庶務課 池袋幼稚園と池袋第五保育園による分園型認定こども園について、他2園の区立幼稚園の方針が定まっていないなどの理由から令和7年4月1日からの開設を見送りました。改めて幼児教育の方針について検討するため、幼児教育部会を設置しました。 保育課 教育委員会と連携しながら、分園型認定こども園の整備の検討を進めました。	休止	新しく設置した幼児教育部会において、幼児教育のあり方や区立幼稚園の存在意義を改めて検討します。幼児教育・保育サービスの充実に向けて認定こども園化の必要性を含めて再度検討してまいります。
			計画事業	103	区立幼稚園預かり保育の実施	庶務課(教育施策推進担当課長)	区立幼稚園で「預かり保育」を実施します。	区立幼稚園の教育時間終了後、希望する在園児を対象に「預かり保育」を実施します。	預かり保育の実施園数	-	3園	数値維持継続型	3園【3園】	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施しました。	A	全園での「預かり保育(長期休業中を含む)」実施を維持します。	3園【3園】	通常の「預かり保育」に加え、全園で長期休業中の「預かり保育」を実施しました。	A	全園での「預かり保育(長期休業中を含む)」実施を維持します。	
			計画事業	104	私立幼稚園一時預かり事業の推進	保育課	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。	私立幼稚園の教育時間の前・後、長期休み中に在園児を保育する「一時預かり事業」を推進します。	一時預かり事業の実施	-	増加	数値上昇型	-	1園【事業自体が私立幼稚園一時預かり事業の「推進」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	1園【事業自体が私立幼稚園一時預かり事業の「推進」であり、実際に設置数を目標とするのは困難】	実施を検討する園との相談を実施した。	B	引き続き、実施を検討する園との相談を実施する。	
			計画事業	105	私立幼稚園等園児保護者援助事業(入園時補助を含む)	保育課	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図ります。	私立幼稚園に在園する幼児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付します。	保護者補助金の支給	-	-	-	-	-	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。	A	継続して補助事業を実施する。	-	私立幼稚園に通う子育て世帯の経済的支援を行い、区民の子育てを経済面から支援した。	A	継続して補助事業を実施する。
			新規事業	新規	こどもつながる定期預かり事業	保育課	必要な家庭が安全に事業を利用できるように、必要に見合った利用定員数の確保とサービスの充実を図ります。	保育所等に通っていない、未就学児を週1回定期的に預かり、子ども同士の触れ合いや保育士との育児相談の機会をつくる。	利用人数	-	145人	-	-	-	-	-	-	5園で事業を実施し、保育所等に通っていない未就学児が多様な他者と関わる機会を設けるとともに、家庭保育について相談できる機会を設けた。	B	国制度の本格実施を見据え、実施園、利用人数を拡大する。利用する側、受け入れる側双方からの意見を踏まえ、本格実施のあり方を検討する。	
			重点事業	106	子ども研修	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人	数値維持継続型	1,236人【1,800人】	B	コロナ感染症の規制緩和に伴い、参加人数制限の解除や参加者数に見合った広い会場の確保に努める。研修の内容も座学中心であったが、可能な限りグループワークなども取り入れ参加者間での交流も取れるようにしていく。	34講座 延べ受講者数1,236人参加した。(その他、普通救命講習8回144名実施)引き続きコロナ感染症対策は実施しつつも可能な限りグループワークなどを実施した。	36講座 延べ受講者数1,395人参加した。(その他、普通救命講習10回193名実施)私立保育園など対象施設が増える中、コロナ感染症による人数制限も解除しグループワークも含め実施しました。	B	会場の収容範囲内で多くの受講希望者を受け入れ実施します。体を動かす研修や実技を行う研修では広い会場を確保し、参加者が多くても安全に実施します。また、グループワークなども充実させ、参加者間の交流も取れる研修を実施します。	不要	
②幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。	施設職員の研修や巡回指導、施設環境整備を行います。	計画事業	5	保育の質向上事業【再掲】	保育課	子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な難力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	①レミダワークショップ実施園 ②CAPプログラム実施園	-	①9園 ②9園	①数値上昇型 ②数値上昇型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。		
			計画事業	107	区内保育施設イケアバス活用事業	保育課	子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。	区内公立及び私立保育園、希望する幼稚園に在籍する5歳児をIKEBUSに乗せ、猛暑日を除く10月～3月にキッズパーク及びサンシャイン水族館への送迎を実施することで、子ども達が健康的に伸び伸びと遊べる環境の充実を図ります。 ※令和2年度より事業内容一部変更	延べ参加園数	-	105園	数値上昇型	104園【85園】	A	利用者アンケートの結果を踏まえた検討を行い、行程の見直しを引き続き実施するとともに、悪天候時にイケアバスが運行できない場合などの対応を検討する。	115園【95園】	バスの園児定員減等によるバス台数の調整やサンシャインシティの来場者増加等による実施可能日減等の調整を行い、希望する全ての保育園の催行を手配した。	A	利用者アンケートの結果を踏まえた行程の検討等を行いながら、引き続き希望する保育園の催行を確保できるよう調整する。		
			計画事業	108	保育指導事業	保育課	区内のどの保育施設に通っていても、一定水準以上の質の高い保育を受けることができるよう保育の質を向上を図ります。	豊島区が認可・確認している保育施設に対して、巡回による指導・助言や訪問による指導検査を実施します。	①巡回支援回数 ②検査実施施設数	-	①241回 ②49施設	①数値上昇型 ②-	①308回【238回】 ②52施設【50施設】	A	引き続き巡回及び実地検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。	①302回【138回】 ②79施設【77施設】	令和4年度に引き続き、感染対策に配慮して巡回を実施した。指導検査方法を変更し、事前の書面検査後、検査項目を絞って実地検査を実施した。	A	引き続き巡回及び実地検査を実施し、指導・助言することにより質を担保する。		

具体的な取組			事業の概要							目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※			
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
②幼児教育・保育の質の向上	幼児教育・保育施設の保育の質の向上を図ります。	施設職員の研修や巡回指導、施設環境整備を行います。	計画事業	109	保育の質ガイドライン関係事業	保育課	保育の質ガイドラインの普及・啓発を通じ、豊島区全体の保育の質向上を図ります。	豊島区における「保育の質ガイドライン」の区内保育施設の保育士への配布や、普及版の窓口等での配布により、「豊島区保育の質ガイドライン」の普及・啓発を図るとともに、必要に応じた改定を行います。	①新設園への「保育の質ガイドライン」の配付数 ②普及版の配布数	-	増加	①数値上昇型 ②数値上昇型	①3園 50部 ②普及版増刷3000部 【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配付」であり、本事業のみで目標数を明示するのは困難】	新設園に「保育の質ガイドライン」を配付するとともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。	A	「保育の質ガイドライン」の活用により保育の質向上を推進するとともに、普及版等を通じて広く豊島区の保育の理解促進を図る。	①2園 35部 ②普及版増刷3,000部 【目標が「新設園への「保育の質ガイドライン」の配付」であり、本事業のみで目標数を明示するのは困難】	新設園に「保育の質ガイドライン」を配付するとともに、普及版を増刷し施設、窓口等での配布を図った。	A	「保育の質ガイドライン」の活用により保育の質向上を推進するとともに、普及版等を通じて広く豊島区の保育の理解促進を図る。		
			計画事業	110	保育の質向上のための研修委託事業	保育課	民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象とした研修 ①実施数 ②人数	-	①10回 ②300人	-	①10回【10回】 ②1179人【560人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	①7回【6回】 ②921人【300人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。		
			計画事業	111	私立幼稚園教育環境整備事業	保育課	私立幼稚園の経営の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	私立幼稚園の経営の安定と教育の充実及び心身障害児教育の教育条件の維持・向上を図るため、補助金を交付します。	教育環境整備補助金の支給園数	-	13園	-	数値維持継続型	13園【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教育環境の充実、幼児教育の振興を図った。	A	継続して補助事業を実施する。	13園【13園】	私立幼稚園への補助を通じ、教育環境の充実、幼児教育の振興を図った。	A	継続して補助事業を実施する。	
			計画事業	112	区立幼稚園児幼児期道徳性育成事業	指導課	区立幼稚園に道徳性育成指導員を配置します。	幼児期の道徳性を育成し、小学校への円滑な接続につなげるため、区立幼稚園に園児の道徳性育成等を担当する専任教諭を配置します。	区立幼稚園の道徳性育成指導員を配置した園数	-	3園	-	数値維持継続型	3園【3園】	区立幼稚園3園に道徳性育成指導員を配置した。	A	今後も配置を維持する。	3園【3園】	区立幼稚園3園に道徳性育成指導員を配置した。	A	道徳のみならず子どもの多様性を受け入れた指導の実施。(事業名変更予定)	
			計画事業	113	保育施設間の連携協力事業	保育課	保育施設の情報共有や連携を通じて、区内保育施設全体の保育の質向上を図ります。	区内の認可保育施設がエリアごとに連携し、勉強会等を通じて、保育内容や地域の情報共有を図ることで、地域のネットワーク強化を図っていきます。	良好な連携協力を実施	-	-	-	-	-	新型コロナにより、園児同士の交流は縮小せざるを得ない活動もあったが、情報交換を密に行うなど、コロナ禍でも可能な限り連携を図った。	B	感染症対策を講じつつ、継続して連携を実施する。	-	新型コロナの分類変更を踏まえ、園同士・園児同士の交流を含めた連携のあり方を模索しながら、少しずつではあるが連携を図っている。	B	継続して連携を実施する。	
			計画事業	114	地域型保育施設への連携協力事業	保育課	連携協定に基づく交流や合同保育等を通じて、園児たちの遊び場や体験の機会の確保を図ります。	公立・私立保育園と地域型保育施設が連携協定を結び、行事を通じた交流、合同保育の実施、施設・園庭の開放等の取組を行います。	連携協力事業の実施	-	-	-	-	-	コロナ禍でも、感染症対策を徹底したうえで、園庭の開放や、情報共有を行った。	B	感染症対策を講じつつ、継続して連携を実施する。	-	新型コロナの分類変更を踏まえ、感染症対策を徹底したうえで、園庭の開放や、情報共有を行った。	B	継続して連携を実施する。	
			計画事業	115	保育施設の園外活動支援	保育課	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、園児の遊び場確保を図ります。	園庭のない保育施設等の園外活動を支援するため、教育委員会の協力のもと区立小学校の校庭や子どもスクップ施設の活用など、園児の遊び場確保を図ります。	利用回数等 ①小学校校庭開放 ②区民ひろば	-	①延べ100回1,000名 ②延べ13か所	-	①延83回1,151名【延100回1,000名】 ②延11か所【延10か所】	コロナ禍であったが、感染症対策を万全にし、園児の遊び場確保を図った。	B	引き続き園児の遊び場確保を図る。	①延132回2,591名【延100回1,000名】 ②延29か所【延13か所】	引き続き区立小学校・地域区民ひろば等と調整し、園児の遊び場確保を図った。	A	引き続き園児の遊び場確保を図る。		
			計画事業	116	保育施設の運営充実助成	保育課	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援します。	保育施設における保育サービスの推進や保育環境の充実、保育士の人材確保等を支援するため、補助金を交付します。	保育施設への補助	-	-	-	-	-	対象の全保育施設に対し、補助金を交付した。	A	引き続き、保育施設への補助を実施する。	-	対象の全保育施設に対し、補助金を交付した。	A	引き続き、保育施設への補助を実施する。	
③幼稚園・保育所と小学校の連携	幼稚園・保育所・小学校の連携を促進します。	職員間の交流機会の提供や、連携促進を目的としたプログラムを開発していきます。	計画事業	117	保幼小連携推進プログラムの作成	庶務課(教育施策推進担当課長)	「保幼小連携推進プログラム」を作成・検証します。	就学前期のそれぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学校への円滑な接続が図られるよう、0～5歳児の就学前プログラム、小学校入学後のスタートプログラムをまとめた「保幼小連携推進プログラム」を作成します。また、区立幼稚園を中心にプログラムの検証等の研究を行い、関係機関への情報発信を行います。	0～5歳児の就学前プログラムの作成 ・小学校入学後のスタートプログラムの作成	-	「保幼小連携推進プログラム」に基づいた幼児教育の充実	-	就学前教育(特別支援教育、保幼小連携)の研究・実践を行い、保幼小連携推進プログラムを検討します。	B	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携推進通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あてに発行しました。	就学前教育(特別支援教育、保幼小連携)の研究・実践を行い、保幼小連携推進プログラムを検討します。	保幼小連携推進プログラムの作成に向けた前段階として、池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携推進通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あてに発行しました。	B	池袋小学校ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。保幼小連携推進プログラムを踏まえ、保護者向けパンフレットについて検討します。			
			計画事業	118	保幼小連絡会(仮称)の設置	庶務課(教育施策推進担当課長)	保幼小連絡会(仮称)を設置します。	幼稚園・保育所・小学校の教職員間における定期的な交流と情報交換を行うための場を設置します。	保幼小連絡会(仮称)の開催回数/年	-	1回	-	数値上昇型	3回【3回】	池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携推進通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あてに発行しました。	A	池袋小学校ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。	3回【3回】	池袋小学校ブロックで私立保育園、幼稚園を含めた保幼小連絡会を開催しました。本区の保幼小の取組を周知するため、保幼小連携推進通信誌「つながれ！Ho Yo Show」を区内全公立私立幼稚園あてに発行しました。	A	池袋小学校ブロックでの保幼小連携の取組・実践・研究を踏まえた保幼小連携推進プログラムの検討を進めます。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
<b>(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備</b>																					
①子どもの権利に関する学びの支援	学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。	リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。	重点事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった5校にて子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 実施を希望する学校が増加していることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。 指導課 教員研修においてCAPプログラムの研修を実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】(100%) ②CAPプログラム1校【1校】(100%) 指導課 5校【3校】(166%)	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員(区職員)の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	不要
			計画事業	119	人権課題に対する教育の充実	指導課	道徳の時間や特別活動における授業、弁護士会等と連携した法教育、都委託事業を活用した人権尊重教育推進校事業を実施します。	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	都のプログラムを活用した授業の実施数	-	都のプログラムを活用した年3回以上の授業の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。人権尊重教育推進校事業を実施した。(巣鴨小)	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施する。 ・他地区人権尊重教育推進校の研究発表内容を本区でも共有し、人権教育を推進する。	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施する。 ・他地区人権尊重教育推進校の研究発表内容を本区でも共有し、人権教育を推進する。	
			計画事業	120	道徳教育の充実	指導課	学校において、児童・生徒の道徳性を一層充実させる研究や取組を推進します。	学校における全ての教育活動を通して、児童・生徒の道徳性を一層充実させたいという思いから、指導方法や指導計画等の改善を図ります。	道徳に関連した研修の実施数	-	年間3回以上道徳に関連した研修の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	中堅教諭等資質向上研修における道徳授業の研究をした。区立小中学校における道徳授業の研究をした。研究開発指定校における道徳と関連させた人権教育を推進した。	A	今後も推進する。	年3回【年3回以上】	区立小中学校における道徳授業の研修をした。	A	特別の教科 道徳が導入されてから小学校で6年、中学校で5年が経ち、一定の成果が出たため、事業を中止する。	
②意見表明と参加の促進	学校の日常の中において、子どもの主体的な活動を推進していきます。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	重点事業	121	子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	活動の周知、充実	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等における子どもの意見を反映した好事例を周知し、充実させる。	-	ISSの取組—区内小中学校10校 人権尊重教育推進校発表—小学校1校 小中学校における生活に関するまきまの見える直し	A	今後も年1回以上、学校のまきま(校則)について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。	ISSの取組—区内小中学校10校 人権尊重教育推進校発表—小学校1校 小中学校における生活に関するまきまの見える直し	ISS活動における安心安全な学校づくりに向けた児童生徒の自主的な取組を行った。人権尊重教育推進校において、相互理解の取組を行った。全小中学校で生活のまきまを自主的に見直した。	A	今後も年1回以上、学校のまきま(校則)について、児童・生徒・保護者の意見を基に見直す取組を推進する。	不要	
③学校における体験機会の提供	学校における、子どもの体験機会を確保します。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	計画事業	122	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	子どもたちに質の高いアート体験を提供します。	区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作、演奏会、ワークショップ等をNPO等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。	プログラム提供日数	-	2日間	数値維持継続型	未実施	令和2年度からコロナを機に中止となった当該事業については、再開に向けての検討をしましたが、事業内容の見直しを図るため、現状、事業を実施していません。	D	事業の実施予定はありません。	未実施	令和2年度からコロナを機に中止となった当該事業については、再開に向けての検討をしましたが、事業内容の見直しを図るため、現状、事業を実施していません。	D	事業の実施予定はありません。	
			計画事業	123	伝統・文化の継承	指導課	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進します。	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源(藍染め、落語、邦楽、和太鼓、江戸凧づくり、菊づくり等)を積極的に学習活動に取り入れ、伝統・文化の継承を図ります。	・区の文化施策についての研修の実施数 ・区の地域教材への理解を深める研修の実施数	-	年1回以上伝統文化に関する研修の実施	数値維持継続型	年1回【年1回以上】	区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。区としてのSDGsの取組について担当課より教員に説明を行った。	A	今後も推進する。	年1回【年1回以上】	区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。区としてのSDGsの取組について担当課より教員に説明を行った。	A	今後も推進する。	
			計画事業	124	次世代文化の担い手育成事業	指導課	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高める取組を推進します。	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	事業の実施数	-	幼稚園3園 小学校4校	数値維持継続型	幼稚園2園、小学校4校で実施【幼稚園3園、小学校4校程度】	地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器体験、造形遊びを実施した。	B	今後も推進する。	幼稚園2園、小学校4校で実施【幼稚園3園、小学校4校程度】	地域の文化人が講師となり、身体表現や楽器、体験、造形遊びを実施した。	B	今後も推進する。	
			計画事業	125	オリンピック・パラリンピック教育の推進	指導課	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	各教科等の学習内容と関連付けてオリンピック・パラリンピック学習を全校で実施します。豊かな国際感覚、ボランティアマインドの醸成、障害者理解、体力向上を推進します。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会以降も、長く続けられる「学校レガシー2020」を設定した教育活動を行います。	オリパラ学習の実施校数(指定小中学校において、先進的なオリパラ推進事業に取り組む。)	-	7校	数値維持継続型	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付けて実施している。研究開発指定校において、インクルーシブ遊具を活用した体力向上に取り組み、成果を全校に発表した。また、コミュニケーションをテーマに研究開発を進めている小学校もあり、来年度成果を発表する予定としている。	A	学校レガシーの取組を今後も推進する。	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付けて実施している。また、研究開発指定校としてコミュニケーションをテーマに研究開発を進め、成果を発表した。	A	学校レガシーの取組を今後も推進する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
<b>(3) 子ども・若者支援に関わる人への支援</b>																					
①子ども・若者支援に関わる人への支援	子どもに関わる施設職員や地域団体に対して子どもの権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課指導課	子どもに関わる施設や地域でおとなが子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①3回 【5回】 ②2回 【5回】 ③0回 【2回】 指導課 ①5回 【5回】	子ども若者課 保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修において、子どもの権利に関する研修を実施するとともに、全職員を対象としたe-ラーニング「子どもの権利」を実施し、22%の職員が受講した。また、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に出張講座を実施した。 指導課 人権教育に関する研究開発指定校において、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を実施し指導する教員の人権意識を高めた。	C	子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、研修・講座の実施について、状況を勘案しながら策定時の水準に戻し、令和6年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回 【5回】(100%) ②3回 【5回】(30%) ③1回 【2回】(50%) 指導課 ①5回 【5回】(100%)	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたe-ラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修だけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	不要
			計画事業	106	子ども研修【再掲】	子ども若者課	子ども施設職員の学びの場を確保し、支援者の質の向上を図ります。	子ども福祉に携わる職員を対象に、質の高い福祉サービスを展開するために、保育や学童指導等の専門的な知識や技術を身につけ、実践力を高めるための幅広い研修を実施します。	延べ受講者数	1,678人	1,800人	数値維持継続型	1,236人 【1,800人】	34講座 延べ受講者数1,236人参加。(その他、普通救命講習8回144名実施) 引き続きコロナ感染症対策は実施しつつも可能な限りグループワークなどを実施した。	B	コロナ感染症の規制緩和に伴い、参加人数制限の解除や参加者数に見合った広い会場の確保に努めた。研修の内容も座学中心であったが、可能な限りグループワークなども取り入れ参加者間での交流も取れるようにしていく。	1,395人 【1,800人】	子どもの権利擁護委員が講師の研修や児童虐待防止、遊びの中から権利を学ぶ研修など実施しました。	B	子ども施設職員に対して、子どもの権利への理解を深めるため、昨年同様に子どもの権利擁護委員による子どもの権利に関する研修等を実施します。	
			計画事業	110	保育の質向上のための研修委託事業【再掲】	保育課	民間保育施設の保育士等を対象とした研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象としたコミュニケーションの向上及び職種・職層に応じた専門的な研修を実施し、保育の質向上を図ります。	民間保育施設の保育士等を対象とした研修 ①実施数 ②受講人数	-	①10回 ②300人	-	①10回 【10回】 ②1179人 【560人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	①7回 【6回】 ②921人 【300人】	民間保育施設の保育士等を対象とし、保育の質向上のための研修を実施した。	A	引き続き研修の実施により、保育の質の向上を図る。	
②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	子ども・若者に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。	子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動するための環境を整備します。	重点事業	126	教員の働き方改革推進事業	指導課	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】 学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けること、管理職とともに保護者等と対面相談するために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】 スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】 地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っていきます。	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③全区立中学校8校に配置	①研修2回、相談41日 【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】 (200%) ②30校 【30校】(100%) ③2校に配置 【4校に配置】(50%)	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③今後も活用、推進する。	①研修2回、相談41日 【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】 (200%) ②30校 【30校】(100%) ③2校に配置 【4校に配置】(50%)	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③今後も活用、推進する。	不要	
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	外国にルーツを持つ園児・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者とのコミュニケーションを確保するため、タブレットを用いたテレビ電話での通訳サービスや、教育センターから各学校への通訳派遣の充実を図っていきます。	通訳サービスの周知	-	-	-	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を検討していく。	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に見出し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	関与した学校数	-	30校	数値維持継続型	30校 【30校】(100%)	従来の派遣型に加え、令和4年10月より3名増員し、新たに各校毎週3時間の学校配置型事業を開始、学校と協働し、不登校、いじめ、虐待等の未然防止、早期発見機能を強化。学校との距離感が縮まり、随時の情報共有が可能となった。	A	・学校配置型事業を更に充実させる ・スーパーバイザー機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく	30校 【30校】	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回(30校×3時間×35回)巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	

具体的な取組			事業の概要							目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率(m)】	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率(q)】	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
目標4「若者の自立と社会参加を支援する」																					
(1) 若者の自立支援																					
①日常生活への支援	若者の生活力向上や健康確保を図ります。	若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。	計画事業	128	中高生センタージャンプにおける子ども・若者の生活力向上のための取組	子ども若者課	中高生が社会のなかで生きていく力を身に付ける機会を提供します。また困難に直面している中高生に対し、解決する一助となるよう支援します。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	参加者数	-	120人	数値上昇型	164人【160人】	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会となるよう事業実施します。	136人【130人】	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会、また相談窓口を知る機会となるよう事業実施します。		
			計画事業	129	鬼子母神plus	地域保健課	若年者の健康と基礎となる生活衛生(食品、環境)及び妊娠・出産・子育てに関する情報を発信します。	池袋保健所1階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	展示替えの回数	-	年間12回	数値維持継続型	12回【12回】	月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行った。活動スペースとして登録団体に貸し出していたが、利用申込はなかった。	B	引き続き、結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していく。	12回【12回】	計画とおり事業を実施した。	B	引き続き、結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していく。	
			計画事業	130	若年者向け(40歳未満)健診事業	健康推進課	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診(男性)、女性の骨太健診を実施しています。	実施回数	-	24回	数値維持継続型	24回【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施した。	B	継続して実施する。	24回【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施しました。	A	継続して実施します。	
			計画事業	131	AIDS知ろう館	保健予防課	エイズの正確な知識を提供し、予防行動を啓発します。	エイズについて、「正しく知り」「考え」そして「行動」できるように学習するためのスペースです。館内には東京都エイズ啓発拠点(ふぉーてい)が開設され、同年代のスタッフによる若者への正しい知識、予防行動についての情報提供が行われています。	来館者数	-	270人	数値維持継続型	117人	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行った。	B	若者を中心にエイズ・性感染症に関する予防啓発情報を積極的に発信・提供し、予防への関心を向上させる。	208人	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行った。	B	若者を中心にエイズ・性感染症に関する予防啓発情報を積極的に発信・提供し、予防への関心を向上させる。	
			計画事業	132	エイズ予防教育	健康推進課	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	HIV感染者・エイズ患者が増加する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっています。区内公立中学校と連携し、エイズや性感染症に関する健康教室を実施しています。	実施回数	-	7回	数値維持継続型	5回【7回】	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防に関する学習をする機会として健康教室を実施しました。	B	新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり、中学校の受け入れが回復すれば、目標回数の予防教育を実施します。	3回【7回】	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防、性の多様性について学習する機会として健康教室を実施しました。また、健康についての相談先について周知しました。	C	中学校の受け入れ状況が回復し、依頼数が増えた際には目標回数の予防教育を実施します。	
			計画事業	133	子宮頸がん検診	地域保健課	子宮頸がん検診の受診率向上させます。	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。	子宮頸がん検診の受診率	-	31.00%	数値上昇型	20.5%【28.0%】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付しました。コロナ禍以降は、検診離れから受診率の低下傾向が継続しています。	B	引き続き、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付します。感染防止対策を万全に実施している旨をホームページ等で周知を図るとともに、コロナ禍で休止していた受診再動員を再開させます。	27.8%【30.0%】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付し、受診再動員についても再開しました。これにより、受診者9,693人と前年度比17.5%もの大幅な増加が見られ、再動員の効果があつたと考えられます。	A	引き続き、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付します。受診再動員を再開させます。	
			計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学院生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレスを解消している人の割合数 ②ゲートキーパー養成数(累積)	-	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6%【70%】 ②3,250人【3,300人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	①79.6% ※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。【70%】 ②3,592人【3,430人】	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキャンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。②相談：大学院生が中高生ジャンプにて支援しました。③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。④区民向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	A	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を図ります。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。	
計画事業	135	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	「命をまもる」予防の観点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生センタージャンプにて、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またカラージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	参加者数	-	200人	数値上昇型	170人【130人】	〈ジャンプ東池袋〉夏休み昼食前後に心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいグループでの参加など工夫します。	172人【170人】	〈ジャンプ東池袋〉心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいグループでの参加など工夫します。				

具体的な取組			事業の概要							目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要と見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※			
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率(m)】	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率(q)】	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
①日常生活への支援	若者の生活力向上や健康確保を図ります。	若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。	計画事業	136	子ども・若者への消費者教育推進事業	生活産業課	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	小中学生向け啓発パンフレットの送付数 ①小学生用 ②中学生用	-	①1,400部 ②880部	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①1,419部【1,400部】 ②879部【880部】	区立小学校6年生、区立中学校3年生へ消費者教育に関するパンフレットを配布しました。また、中学校で1件、子どもスキップで8件の出前講座等を実施しました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフレットの配布や出張講座を通じた教育・啓発活動を実施します。また、区内7大学への啓発活動も進めていきます。	①1,422部【1,400部】 ②915部【880部】	区立小学校6年生、区立中学校3年生へ消費者教育に関するパンフレットを配布しました。子どもスキップで7件の出前講座等を実施しました。また区内大学の新生ガイダンスでの講座や専門学校での講座を実施しました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフレットの配布や出張講座を通じた教育・啓発活動を実施するとともに、区内大学などへの教育・啓発活動も進めていきます。		
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	男女平等推進センター	若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発を行うことで、若者の自己形成を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行うことで、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数	-	10回	数値上昇型	10回【8回(区立中学校数)】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。 ・恋人間暴力の種類などを記載したデートDV啓発パンフレットを「成人の集い」に配布しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施する他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座の実施します。	12回【8回(区立中学校数)】	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座を実施します。		
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	重点事業	138	就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム)	福祉総務課	若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を「就職」として者に対し、正規職の決定を促進します。	定時制・通信制高校に籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	参加者数	73人	100人	数値上昇型	160人【70人】	今年度の3年生は入学式もオンラインであり学校への帰属意識が薄く、担任でもアプローチが困難になっている生徒が多いため支援が難しい状況を見込んでいた。しかし、年度の途中からスクーリングも再開され、比較的スムーズに進路選択が進んだ。そのため、3年生への直接的な支援よりも、1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施した。	A	引き続き感染状況を考慮しながら、対面、リモートの適切な選択を行う。また支援を必要とする層に向け適切な支援が行えるよう事業を展開する。	103人【70人】(103%)	1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施した。	A	引き続き支援を必要とする層に向け適切な支援が行えるよう事業を展開する。	不要	
			計画事業	139	若者自立支援事業	子ども若者課	ひきこもり等の若者の自立を支援するため、就労体験の機会を提供します。	ひきこもり等の若者に就労体験の機会を提供するため、中高生センタージャンプの清掃業務の一部を、若者の自立支援を行う団体に委託します。	清掃業務委託の終了人数	-	2人	数値維持継続型	-	令和2年度末で事業終了のため、実施なし。	終了	令和2年度末で事業終了。今後も事業再開予定なし。	終了	令和2年度末で事業終了のため、実施なし。	終了	令和2年度末で事業終了。今後も事業再開予定なし。		
			計画事業	140	子ども・若者支援事業 ↓ 令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようになります。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていくように支援します。	高校在籍率	-	100%	数値維持継続型	95.83%【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、訪問・面接相談等を実施した。その中で、各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行いました。	B	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行います。	100%【100%】	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。		
			計画事業	141	就業支援事業	生活産業課	若年求職者と採用意欲のある企業とのマッチングの場を提供します。	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋(池袋職業安定所)や東京しごと財団(東京都)、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	参加者数	-	60名	数値維持継続型	1回目14名、2回目15名が参加【各回24名】 ※1職種のみ年齢制限あり	6月29日、10月19日にハローワーク池袋、豊島区共催でハローワーク池袋就職面接会を開催しました。 ※コロナへの警戒が続いていた6月10月において、参加者は少なかつたもののハローワークとともに広報、ホームページ、チラシ配架等で周知を図りました。	B	・5月17日東京都該当労働相談を後援しました。 ・6月15日、10月12日ハローワーク池袋就職面接会を共催で開催します。	①就職面接会2回開催 1回目：参加3社、求職者28名、就職者5名 2回目：参加3社、求職者16名、就職者7名【2回開催】 ②東京都労働相談情報センターによる街頭労働相談(区後援)1回開催【1回開催】	・6月15日、10月12日にイクゼスでハローワーク池袋、豊島区共催の就職面接会を開催しました。 ・5月17日池袋西口地下通路において区後援の東京都街頭労働相談を開催しました。	B	ハローワーク池袋就職面接会、東京しごと財団・しごとセンターからの就職支援情報の発信、東京都労働相談の後援を通じて就労を支援していきます。		
			計画事業	142	インターンシップの受入	人事課	公務職場を目指す学生の就労体験を支援します。	就業体験を通じ、学生の公務に対する理解を深めるとともに自治体行政への関心を高め、今後の就職活動等に活かします。	事業の継続	-	-	-	25名	-	前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症予防として体調チェックシートを用いて実施した。インターンシップ研修生の受け入れ数は、10名・6大学増加した。	B	事業を継続し、研修生の受け入れ数のさらなる拡大に加え、受入れ課数も拡大する。	32名	受入れ数及び受入れ課数の拡充を目標とし、各大学1名程度の募集とすることで様々な地域の大学と連携を深め、受入大学数も拡大した。受入れ数は7名、受入れ課数は3課増加した。	B	事業を継続し、今後は研修生の意欲をより高めるため、志望動機等を記入し事前に提出するエントリーシート等の設置等に取り組んでいく。	
			計画事業	143	自立相談支援事業(くらしごと相談支援センター)	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、より効果的な就労支援を実施し、定着支援を強化します。	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困難し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	就労支援数	-	200人	数値上昇型	R6年調査時147人→155人に変更【140人】	B	ビデオトークを活用しながら、相談者に寄り添った進路サポート事業を展開する。	B	引き続きビデオトークを活用しながら、相談者に寄り添った支援を実施する。	170人【140人】	相談者に寄り添った支援を実施した。	A	引き続き相談者に寄り添った支援を実施する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【内は当初の目標値(H)】	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率(m)】	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率(q)】	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。	若者の就労相談事業や、職業訓練、就業機会の紹介等の事業を行います。	計画事業	144	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	若者層や水河期世代に対し、その方の状況・状態に応じたオーダーメイドの支援プランを提供します。	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人との繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感等を醸成する支援を行います。	就労支援数	-	50人	数値維持継続型	49人 【50人】	社会参加を第一の目標とし、オーダーメイドの支援プランを提示した。概ね目標数も達成した。	B	アウトリーチに繋げることが念頭に置き、より当事者にとって魅力的と思われるプラン、選択肢の豊富さを前面に出せるようにする。	18人 【50人】	この支援を希望する相談者が少なく、目標数に届かなかった。	C	より当事者にとって魅力的と思われるプラン、選択肢を相談者に提示し、オーダーメイドの支援を実施する。	事業名変更のため併記
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	-	300人	数値維持継続型	442人 【300人】	コロナ感染予防に留意しながら、要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行いました。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施します。	367人 【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	
			計画事業	146	就労準備支援(就労意欲喚起)事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	-	90人	数値維持継続型	85人 【90人】	コロナ感染予防に留意しながら要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施しました。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行います。	72人 【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	

(2) 若者の参加支援

①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	重点事業	147	中高生センタージャンプの若者支援	子ども若者課	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件	①82人 ②1,095人 ③100件	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①55人 【60人】 (79%) ②598人 【600人】 (60%) ③121件 【120件】 (61%)	サポートを必要とする若者に継続して関わることで効果的な支援となりました。必要に応じ、他専門機関と連携しサポートとなった方もいます。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。	①60人 【60人】 (73%) ②1,637人 【800人】 (150%) ③544件 (544%)	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何らかの問題を抱えていることが多い。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできた。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしていきます。	必要 ①70人②1000人 ③200件 ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されるため、①②は下方修正。一方、相談実績の増加に伴い、③は上方修正。
			計画事業	148	若者学びあい事業	学習・スポーツ課	つど、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を機会をつくりまします。	「みらい館大明」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開催しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	-	5回	数値上昇型	3回 【5回 60%】	みらい国際映画祭は文化庁の補助金を獲得し、従来よりも冊・量ともに充実したものとなった。若者がより主体的に活動できる機会を確保した。	B	オンラインでの事業実施を含め、若者が主体的に活動できる機会を増やす。	3回 【5回】	みらい国際映画祭では、過去最多の応募作品があり、映画祭の準備や当日の運営でも、学生や地域の若者が多数携わり実施できた。	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていく。	
			計画事業	149	としまコミュニティ大学	学習・スポーツ課	人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場をつくることで、7大学に在籍する学生をはじめ、若者世代が、地域に目を向けるきっかけとします。	豊島区と区内7大学(学習院大学・川村学園女子大学・女子栄養大学・大正大学・帝京平成大学・東京音楽大学・立教大学)が協働で事業展開している人づくり・活動づくり・地域づくりのための総合的な学びの場を実施します。	事業実施回数	-	65回	数値維持継続型	79回 【60回 132%】	大学開催に戻ったことにより、学生層の講座参加がみられた。	A	オンラインでの事業実施を含め、どの世代も参加しやすい学習の機会を提供する。	66回 【68回】	各大学による講座では、講師の補助として学生の参加が多数見られ、区民の学びの助けとなった。	A	大学との連携による講座の開催では、どの世代にも、関心のある講座を受講できるよう、学習の機会を提供していく。	
			計画事業	150	区立図書館におけるYA向けの取組	図書館課	子ども・若者の読書機会の提供します。	区立図書館においてYAコーナーの図書充実や、利用者との情報交換のための掲示板設置、YA向けイベントや企画展示の実施などにより、子ども・若者の読書活動を促進します。	読書普及企画の実施数	-	年1回以上	数値維持継続型	11回 【年1回以上】	中高生の図書館業務体験や職員へのインタビューなどのYA向けイベントを実施した。	A	YA向けの企画展示を充実させ、継続的に実施する。また、新型コロナウイルスの5類移行後、学校単位の図書館訪問の受け入れを積極的に再開する。	3回 【年1回以上】	6/30日白小学校「図書館見学」、10/12南池袋小学校「可たんけん」、1/30東京大学教育学部附属中等教育学校「りんごのたな見学」に対し、児童、生徒連立施設案内、質疑応答等を実施した。	A	YA向けの企画展示について引き続き充実を図り、SNS等を活用した周知を行う。	
			計画事業	151	としまscope	SDGs未来都市推進課	「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らすの情報を、ライフスタイル紹介などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたしらしく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らすの情報を、ライフスタイル紹介などを行います。	ひと月当たりの平均ページビュー数(前年度は平均3,000)	-	6000回	数値上昇型	7人 【25人】	上記138の取組を中心としたことから、実際に個別進路支援に至った対象は少なくなった。	C	4年度に実施したセミナーでの意識づけが5年度就労を行う世代に対してどのようになっているのかを検証する。	5人 【25人】	個別進路支援に至った対象は少なかった。	C	支援プランのひとつとして案内を行い、支援につなげる。	
			計画事業	138	就労準備・社会参加支援事業(困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム)【再掲】	福祉総務課	子ども・若者の進路決定に対するサポートを行います。	定時制・通信制高校に在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	進路支援数	-	40人	数値上昇型	7人 【25人】	上記138の取組を中心としたことから、実際に個別進路支援に至った対象は少なくなった。	C	4年度に実施したセミナーでの意識づけが5年度就労を行う世代に対してどのようになっているのかを検証する。	5人 【25人】	個別進路支援に至った対象は少なかった。	C	支援プランのひとつとして案内を行い、支援につなげる。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)(G) 【】内は当初の目標値	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(%) (m)	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(%) (q)	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
②社会参加の推進	若者の社会参加を促進します。	社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めていきます。	計画事業	152	としま暮らし会議プロジェクト	SDGs未来都市推進課	若者を含め、区在住・在勤・在学者を対象に、「わたしたしらく暮らしをまら。」を実現したいひとの歩を踏み出す支援を行います。	「わたしたしらく暮らしをまら。」はみんなで作る。をコンセプトに、区在住・在勤・在学者等によるそれぞれが主体的に地域課題を解決するための取組を支援していきます。また、新たな担い手の創出に取り組んでいきます。	としま暮らし会議新規参加率	-	-	-	0回	コロナ禍の影響で開催できなかった。	D	としま暮らし会議がコロナ禍の影響で開催できなかったが、区民主導のとしま会議が開催されている。そのため、としま暮らし会議は廃止する。	終了	廃止しました。			
			計画事業	153	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	若者の選挙に対する関心及び投票率の向上を目指す。	小中学校・高校・大学における選挙に関する出前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。	各種啓発事業の適正な実施	-	-	-	主権者教育講座(年2回実施)、明るい選挙ポスターコンクール(年1回)等	A	主権者教育講座を学生団体ivoteと協働して実施。定時登録時に啓発ハガキを送付した。	A	今後も推進する。	主権者教育講座(年3回実施)、明るい選挙ポスターコンクール(年1回)等	A	小中学生向け主権者教育の内容を再検討、ポスターコンクールの更なる拡充により若年層への啓発を推進する。	
			計画事業	154	地域防災力向上事業	防災危機管理課	新たな地域防災の担い手を創出します。	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講話への若者の参加を促進し、新たな地域防災の担い手の創出に取り組めます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	若者を対象とした防災啓発事業の実施	-	年2回程度実施	数値維持継続型	11回【2回】	A	区内小中学校及び高等学校11校において防災授業を実施した。実施にあたり、避難所での感染症対策として導入した段ボール間仕切り設置体験や避難所受け入れシミュレーションなどをメインとした授業を展開しました。	A	区内小中学校及び高等学校において防災授業を前年度よりさらに拡大して実施できるよう働きかけを行います。	16回	区内小中学校及び高等学校15校において防災授業を実施した。避難所での感染症対策として導入した段ボール間仕切り設置体験や避難所受け入れシミュレーション(HUG)に加え、学校の防災設備の確認などを実施した。	A	令和5年度に引き続き、区内小中学校及び高等学校において防災授業を実施し、防災意識の普及啓発に努める。
			計画事業	148	若者学びあい事業【再掲】	学習・スポーツ課	つど、つながる、やってみるをコンセプトに若者が主体的に活動できる場を創出します。	「みらい館大川」において、若者が気軽に立ち寄れる居場所として、「ブックカフェ」を週6日、NPOと協働で開催しています。コーディネーターを配置し、若者が地域で活動するきっかけづくりやサポートも行っていきます。	若者支援事業において、若者が中心となって事業を実施した回数	-	5回(令和2年度よりカウント方法を変更したため)	数値上昇型	3回【5回 60%】	B	みらい国際映画祭は文化庁の補助金を獲得し、従来よりも質・量ともに充実したものとなった。若者がより主体的に活動できる機会を確保した。	B	オンラインでの事業実施を含め、若者が主体的に活動できる機会を増やす。	3回【5回】	B	引き続き、若者が主体的に活動できる機会を増やしていく。	

目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」

(1) 状況に応じた支援

①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況を改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	児童虐待等要支援家庭の改善率	52.8%	84%【55%】	数値上昇型	47.1%【66%】	三機関(児童相談所、保健所(池袋保健所、長崎健康相談所)、子ども家庭支援センター)の連携強化のため定期的な会議を実施した。	A	児相開設し、子家との両輪にのった児童虐待対応になる。間口が広がり、虐待対応の母が広がる見込み。児相が虐待対応の主軸のため、今後検討する。	66.8%【66%】	三機関の連携強化のため定期的な会議実施継続。また関係機関職員向けの出張講座も開催し、児童虐待防止・対応に関する啓発を実施した。	A	引き続き、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、職員の高質向上にも努め、要支援家庭の状況の改善を図る。	必要 84% 後期基本計画の目標値と一致させるため。  必要 区児童相談所が虐待対応の主軸となるため子家セン対応の虐待の改善率は減少すると思われるため、児相との協議要
			計画事業	155	母子生活支援施設	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	-	20世帯	数値上昇型	15世帯【20世帯】	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、来所後の自立に向けた支援を行った。随時担当の指導員による面接、心理面談もおこなった。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、自立できるような支援をおこなう。子の視点からの支援も重視する。	17世帯【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。随時担当の指導員による心理面談もおこなった。退所後の地域に向けた生活の想定して関係機関との連携を行う。随時担当の指導員による心理面談もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りにも努める。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、入所中であるかぎりの課題解決に努める。退所後の地域に向けた生活の想定して関係機関との連携を行う。随時担当の指導員による心理面談もおこない、心のケアと意見が尊重できる環境作りにも努める。
			計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援します。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	-	20件	数値上昇型	55件【20件】	A	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営【再掲】	児童相談課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	-	-	-	-	-	東京都より業務の引継ぎ、文書の移管、その他各種協定書の締結を実施しました。監視庁及び区内警察署と協定及び覚書を締結するとともに、子ども家庭支援センター及び長崎健康相談所との3機関連携会議を実施し複合施設としての支援機能強化を進めました。一時保護所においては、子どもの権利擁護の取組みを進めました。	A	児童福祉法の改正に伴い、新たに制定される一時保護所の設備及び運営基準に適切に対応するとともに、子どもの権利擁護の更なる推進のため、意見聴取の仕組みや第三者評価の導入に向けた検討を行います。	-	増加する虐待相談及び困難ケースへの十分な対応を行うため、専門研修の受講、所内OJTを実施し、各専門職の人材育成を図った。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き市職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業Na	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度				令和5年度				見直し(令和6年度)見直し後の目標値と見直し理由(L) ※重点事業のみ※
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率(m)】	事業目標に資する令和4年度の取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率(q)】	事業目標に資する令和5年度の取組内容(r)	主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	45	子ども家庭女性相談事業【再掲】	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	-	14,000件	数値上昇型	11,358件【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を引き続き2回実施した。	B	あらゆる機会をとらえ相談につなげ、自立に向けて寄り添った支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設ける。	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施。女性新法にもうたわれている自立支援の強化に努める。とくに困難な問題が多い外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年妊婦などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	不要
②社会的養育の推進	社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。	社会的養育に関する普及啓発や里親・ショートステイ協力家庭候補者の育成を行います。	重点事業	156	社会的養育基盤構築事業	児童相談課	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	①里親普及啓発に関する講演、イベントの開催数 ②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭	①数値上昇型 ②数値上昇型	①3回【3回】 ②19家庭【20家庭】	養育体験発表会のほか、里親個別相談会を2回実施し、制度の普及と里親家庭の登録促進を行いました。養育家庭の新たな登録があったものの、休止家庭も生じたため目標値までは至りませんでした。	B	区民ひろばを利用した里親出張相談会や、ミニ養育体験発表会の開催など制度普及と登録促進イベントを強化します。また、登録済みの里親家庭に対しても、里親包括支援事業者と連携して、きめ細かな相談対応や研修の実施など支援を行っています。	①7回【5回】(87.5%) ②22家庭【21家庭】(100%)	区主催イベントへの参加や個別相談会・地域への出張講座等をはじめ、庁舎内や都電を活用した里親制度の広報を通じて、区児相が開発したメリットを最大限に活かした、区独自の里親制度の普及啓発と里親登録家庭拡充事業を展開した。	A	里親登録のさらなる拡充と未委託里親への委託促進のため、小学校区を基準とした里親登録促進をフォスティング事業所と連携し行う。体験発表会や各種イベントを活用し広く里親制度への認知度の向上に向けて取り組む。引き続き未委託里親の育成や適切なマッチングを行い、委託促進に向けて支援を行う。	不要
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業(アシストし)【再掲】	子ども若者課	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども、若者に対して自立に向けた支援を行います。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども、若者やその家族等からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へつなげていきます。	①不登校に関する相談件数 ②ひきこもりに関する相談件数	①12件 ②19件	①25件 ②40件(重篤化する前の予防的な相談を増やす)	①数値上昇型 ②数値上昇型	①27件【20件】 ②17件【30件】	公立小中学校の児童生徒のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センターと連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利擁護センターとの連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	①31件【20件】(124%) ②17件【30件】(42.5%)	区立小中学生のタブレットパソコンからのメッセージに対応し、指導課、子ども家庭支援センター等と連携しての支援を行った。	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利擁護センター等と連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	不要
			計画事業	157	柚子の木教室(適応指導教室)	教育センター	不登校状況にある児童・生徒のうち、適応指導教室を利用することが有効と思われる児童・生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して何度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会への適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	義務教育修了時点の社会復帰率	-	100%	数値維持継続型	96%【100%】	集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充等、社会的自立に向けた支援と、より良い進路選択のための支援を充実させた結果、学校復帰や主体的に進路選択する児童・生徒が増えた。	B	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく	100%【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく ・中3生徒を中心にのより良い進路選択を支援していく ・VLP事業「パーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーションを高めていく。	不要
			計画事業	158	教育相談	教育センター	養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対する解消及び未然防止を図ります。	幼児期から高校卒業年代までの一人一人の自立を支える機関として、臨床心理士による来所相談、電話相談を実施し、相談内容に応じて学校や関係機関との連携を図ります。区立幼稚園幼児教育相談では要支援の幼児とその保護者のサポートを行います。	教育相談取扱い件数	-	460件	数値維持継続型	444件【460件】(97%)	令和4年度の取組みとして新たなパンフレットの作成や教員向け資料を作成・周知したことにより、学校における教育相談の認知度が高まったことやコロナによる制限が徐々に緩和されたことで、相談件数がコロナ禍以前の水準に戻りつつある状態となった。	B	・学校配置型事業を更に充実させる ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく	495件【460件】	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	不要
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター	都立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立小・中学校にスクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数(全小中学校30校)	-	30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	A	指導課 今後配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	不要
計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ(訪問型の支援)を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	支援・関与数	-	180件	数値維持継続型	113件【180件】	従来の派遣型に加え、令和4年10月より3名増員し、新たに各校毎週3時間の学校配置型事業を開始、学校と協働し、不登校、いじめ、虐待等の未然防止、早期発見機能強化した。学校との距離感が縮まり、随時の情報共有が可能となった。	C	・学校配置型事業を更に充実させる。 ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく。 ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく。	110件【180件】	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回(30校×3時間×35回)巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上のために、スーパーバイズによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	C	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、校内の別室での指導を開始。 ・中学校区(中学校及び隣接する小学校)に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	令和2年度・令和3年度の目標値を【120件】から【180件】に変更したため令和2年度・3年度の目標値をBからCに変更してほしいとの申し出がありました。あわせて数値上昇型から数値維持継続型に変更。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【内は当初の目標値(G)】	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			見直し(令和6年度)見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※		
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率(m)】	事業目標に資する令和4年度取組内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率(q)】	事業目標に資する令和5年度取組内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置【再掲】	子ども若者課	「子どもの権利擁護センター(仮称)」を設置することで、いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども・若者への支援も推進します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設【①令和3年度中に開設】 ②一【②50件】	①- ②数値上昇型	①設置に向け検討【令和5年度中に開設】	「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリーチ型の相談を進める。	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスクイブや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	
			計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもからの発信を受け止め、関係機関と連携して支援する。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	-	20件	数値上昇型	55件【20件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター(仮称)の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	重点事業	159	生活困窮者自立相談支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	福祉総務課	地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ること、学習を通して子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困窮課題の解決を目指します。	①子育て世帯を対象に、親へは就労支援や各種助成制度の紹介などを困窮課題解決のための支援、子どもへは学習支援を中心に実施します。 ②無料学習団体をネットワーク化した「とこネット」の定例会を毎月開催し、団体運営においての課題を解決する場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。	①支援者数 ②無料学習団体数 (とこネット登録団体)	①47人 ②14団体18教室	①42人【①60人】 ②一【②20団体25教室】	①数値上昇型 ②数値上昇型	①34人【30人】 ②15団体19教室【18団体18教室】	4年度は3年度に比べ、コロナの影響による教室の休止は少なかったものの、感染拡大時に一部団体で休止措置等が取られた。それ以外には概ね予定通りに開催できたことから目標値の達成に繋がった。	B	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。	①19人【30人】(45.2%) ②15団体19教室【18団体18教室】	支援希望者が少なかったため目標値には届かなかった。	C	引き続き、学習支援の後方支援活動としてとこネット運営を実施する。	①必要 ①42人 ②不要 ①子どもとの接触機会が減少していることに鑑み
			重点事業	140	子ども・若者支援事業【再掲】 ↓ 令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようになります。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で課題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活課題の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っていくように支援します。	高校等在籍率	100%	100%を維持	数値維持継続型	95.83%【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、訪問・面接相談等を実施しました。その中で、各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行いました。	B	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行います。	100%【100%】(100%)	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える課題を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行う。	不要
			計画事業	160	家計改善支援事業	福祉総務課	子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。	家計収支改善の見える化、アドバイス、債務整理、貸付制度のあっせんなどを通じ、相談者自身が生活再建を進めるための支援をします。	家計改善支援数	-	70人	数値上昇型	83人【70人】	特別貸付の償還が開始となったこともあり、自立相談支援機関の案内を自立支援金受給世帯に送付するなど、窓口の周知を実施した。	B	引き続き、貸付償還世帯等に対して適切な支援提案を実施する。	81人【70人】	多重債務の整理など状況に応じた支援を実施した。	A	引き続き適切な支援提案を実施する。	
			計画事業	161	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるよう支援します。	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	高校在籍率	-	100%	数値維持継続型	95.83%【100%】	コロナ感染予防に留意しながら、専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や課題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行いました。	B	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施します。	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や課題点を把握し、それぞれに必要な情報提供等を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などの把握に努め、それぞれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施する。	
			計画事業	162	被保護者自立促進事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するために、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。	小学4年生から高校3年生が在籍する生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生が在籍する世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	支給人数	-	25人	数値維持継続型	22人【25人】	生活保護受給世帯の小中学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小中学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。	23人【25人】	生活保護受給世帯の小中学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小中学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して申請を行うとともに申請を促します。	
			計画事業	163	奨学金基金支援事業	生活福祉課	高等学校就学期の子を持つ本事業該当世帯を積極的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	支給率 ①生活保護受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯	-	①98.0% ②85.0%	①100%【98%】 ②87.2%【84%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行っていません。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	生活保護受給世帯には手続きを取ることで困難な世帯もあることから、なるべく早い時期からケースワーカーや子ども若者支援員に協力を依頼します。	①100%【98%】 ②85.8%【85%】	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行っていません。生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。		
			計画事業	164	就学援助費支給	学務課	広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。	区内に住所を有し、国公立小中学校に在学する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	就学援助申請者数	-	申請者数を令和2年度と比較して5%増、2126名を目指す。	数値上昇型	1,867名【2,025名】 92%	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行った。	B	引き続き広報活動を進める。	1,912名【2,025名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度)【】内は当初の目標値(G)	目標値の性質(Z)	令和4年度			令和5年度			目標値(令和6年度)見直し			
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率(m)	事業目標に資する令和4年度の取組み内容(n)	主管課評価(o)	令和5年度以降の取組の方向性(p)	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率(q)	事業目標に資する令和5年度の取組み内容(r)		主管課評価(s)	令和6年度以降の取組の方向性(t)	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由(L) ※重点事業のみ※
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	165	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	困窮する世帯に対し、塾代や受験料の提供を実施します。	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	支給決定数	-	300人	数値上昇型	175人【150人】	学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施した。	B	学校への周知など行いながら、相談件数の増加における周知活動を実施する。	172人【150人】	窓口での相談の際に支援策のひとつとして情報を提供した。	A	相談件数の増加にむけた周知活動を実施する。		
			計画事業	166	住居確保給付金	福祉総務課	新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方等を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額(上限あり)を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。	支給決定数	-	100人	数値上昇型	237人【50人】	昨年度に引き続き申請件数は減少しているが、4年度中には全ての要件が通常時のものには戻っており、未だ平時に比べ高い水準にある。	B	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全て撤廃された。また、コロナ特例と位置付けられていた減収者・休職者に対しての支給が本則として運用されることから、2～4年度ほどでは無いし、コロナ前に比べて利用者の増加が見込まれる。制度の切り替わりにおいても適切な支援を実施すべく、運用マニュアル等の見直しを実施する。	43人【50人】	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全て撤廃されたことから、令和2～4年度の件数からは激減した。	B	引き続き適切な給付を実施する。		
			計画事業	167	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食堂や必要とする方に食料を届けます。	社会福祉協議会と連携して、区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	社会福祉協議会へ提供した食品数	-	640kg	数値上昇型	約1,806.5kg	達成率100%	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店やサンシャインシティ、帝京平成大学との連携によるフードドライブを計11日間実施。SNSや区HP等で当事業内容の周知を行った。	A	令和4年度で連携した民間事業者と引き続き連携し実施していくほか、新たに連携できる事業者等の開拓や、当事業に関する効果的な啓発方法の検討していく。	約1,337.2kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店やサンシャインシティ、帝京平成大学の民間事業者等との連携によるフードドライブを計11日間、消費生活・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区イベントで計4日間特別受付を実施。SNSや区HP等で当事業内容の周知を行った。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。	
			計画事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援【再掲】	福祉総務課	要支援家庭等の子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	-	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①23回【64回】(35%) ②190人【1,384人】(14%)	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となりました。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、対面開催以外に、年7回お便りを発行し、内容によって返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めました。また、学習会の場や返信ハガキで寄せられた子どもたちの意見や要望は、積極的に学習会の企画内容に取り入れています。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難です。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方を見直し、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていきます。	①22回【64回】 ②305人【1,391人】	新型コロナウイルス感染症が収束したため、以前のように対面学習の子どもへの参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したため、徐々に従来通りの対面での学習会を開催を増やしていきながら、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場につないでいけるような仕組みづくりに取り組んでいきます。		
			計画事業	145	就労支援専門員支援事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行うことにより、経済的自立を助長します。	中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行い、自立を支援します。	就労支援者数	-	300人	数値維持継続型	442人【300人】	コロナ感染予防に留意しながら、要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	367人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。		
			計画事業	146	就労準備支援(就労意欲喚起)事業【再掲】	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喚起、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して就労意欲の喚起を行い、就労自立を目指した支援を行います。	支援者数	-	90人	数値維持継続型	85人【90人】	コロナ感染予防に留意しながら要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促した。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	72人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促した。それらにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握しながら就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行う。	事業名変更のため併記	